

## 中小企業の知的財産戦略に関する意見

平成16年2月27日

東京商工会議所

わが国産業の国際競争力強化の必要性が叫ばれる中、自律的かつ安定的な経済成長を遂げていく上でも、特許をはじめとする知的財産が継続的に創出されるとともに、国内外での適正な保護を図っていくことが重要である。すでに政府において知的財産戦略を講じつつあることは評価されるところだが、具体的な成果を上げていくためには、取引契約における書面の交付等をはじめ、知的財産を評価した公正な取引ルールの構築はもとより、企業のみならず広く国民の知的財産に対する認識を高めていくことが不可欠である。

東京商工会議所においても、中小企業に対する具体的な支援策等について検討を深めていくことにしているが、当面する諸問題について下記のとおり意見を提起する。

### 記

#### 1. 中小企業における知的財産戦略の構築

##### (1) 知的財産に対する教育・啓発

知的財産に係る意識や知識が総じて高いとは言えない状況が、特許侵害やノウハウの流出といったトラブル等の一因であることも否めない。このため、例えば簡便な「知的財産戦略のためのチェックシート(仮称)」を策定し、広く普及させるなど、中小企業経営者に対する啓発を図ることが必要である。すでに東京都知的財産総合センターが進めている取り組み等に対しても、東京商工会議所として積極的な対応を図っていくことが必要と考えている。

加えて、知的財産権の保護や尊重に対する意識を学校教育の段階から醸成するなど、国民各層への知的財産に関する教育・啓発活動を継続的かつ体系的に推進することが強く求められる。

##### (2) 知的財産戦略アドバイザー派遣制度(仮称)の創設

人員等の経営資源に制約のある中小企業においては、知的財産戦略を独自に構

築することは困難である。知的財産に関する公的な相談体制等が整備されつつあることは望ましいものの、専門家との一過性の相談では、企業の個別の事情等を踏まえた戦略を構築するにも限界がある。このため、例えば一定期間、専門家に守秘義務を課して中小企業に派遣することにより、企業の実状を把握した上で、抜本的な知的財産戦略の構築を支援するなどの新たな制度の創設について、商工会議所等が積極的に取り組んでいくことが必要だと考えている。

## 2. 知的財産の創造支援・活用促進

### (1) 産学連携の促進に向けて

大学等が提供するシーズと中小企業側のニーズとのミスマッチが指摘されており、その具体的な要因を深く検証するとともに、商工会議所等によるコーディネートを積極的に展開していく必要がある。また、産学共同研究の促進を図るためのインセンティブの付与等についての検討や、中小企業と大学等との共同研究が円滑に進められるように、共同研究契約等に係るガイドラインの提示・普及の推進も必要である。

### (2) 日本版バイ・ドール制度の拡充

特許等の知的財産を継続して創出していくためにも、日本版バイ・ドール制度の適用範囲を一層拡充すべきである。併せて、中小企業における技術開発促進に資するべく、日本版S B I R制度に係る予算措置の拡充と利用しやすい制度の確立が不可欠である。

### (3) 職務発明への対価について

企業内における職務発明の対価は、本来、企業と従業員との自由な取り決めによって決定することが望ましい。このため、特許法改正案の早期成立を期するとともに、企業においても混乱を来たすことのないよう、企業と職務発明者双方にとって予測可能性や公平性を高めるための手続や管理体制の整備に努めることが重要である。

### (4) アニメ産業の育成・振興

東京に集積がみられるアニメ産業は、国際的にも優位性が高いコンテンツ産業として日本経済を牽引することが期待されている。他方、アニメ関連の事業者は小規模な事業所が多いことから、各企業の著作権等の確保を適正に図りつつ、業界全体の健全な発展を図ることが必要である。東京商工会議所としても、関連す

る中小企業の著作権の保護や著作権に係るライセンスの使用契約への対応に関して、相談支援機能の活用を通じた啓発に努めていくことが必要と考えている。

加えて、アジア諸国を中心に映像ビジネスの成長が著しいことを踏まえ、政策的にも、人材の育成を通じて国際競争力を高めていくことが必要である。

また、国際競争力のさらなる強化に資する観点からも、すでに東京都が実施している「東京国際アニメフェア」など、中小制作会社が独創的な作品を国内外に発信する機会を継続的に確保するための支援を講じていくことが必要である。

#### (5) 特許情報の活用促進

新たな知的財産の創出に向けた研究開発の過程で、類似する特許等の出願・登録状況を把握することが不可欠であり、特許電子図書館（IPDL）によるインターネットを通じた情報の検索、提供に際しての利便性の向上を図ることが必要である。併せて、海外における特許情報等の把握も重要であることから、国内情報と併せて一体的な収集のための方策を講じることが必要である。

#### (6) 中小企業金融円滑化

中小企業の資金調達の円滑化に資するべく、東京商工会議所の「( )テクノネット技術評価事業」の事例に見られるような、知的財産を担保にした融資制度の確立に向けた検討を進めることが望まれる。

東京商工会議所では、中小製造業の技術に関する新規性や市場性などを評価するとともに、実用化・製品化に向けた資金面のサポート等を行う「テクノネット技術評価事業」を実施しており、提携金融機関による知的財産を担保にした融資実績もある。

### 3. 知的財産の適正な保護

#### (1) 国際的な保護体制の整備

アジアの一部地域における模倣品の流通など、海外における日本企業の知的財産の侵害が顕在化しており、日本経済の活力低下のみならず、世界経済の秩序を混乱に陥れかねないことが懸念される。このため、当該国との二国間交渉や多国間協議を通じて国益の保護に強力に取り組むとともに、世界知的所有権機関（WIPO）をはじめとする国際機関を通じて、早急に国際的なルールの確立を推進すべきである。

また、海外からの模倣品や海賊版の流入を防止するため、水際での取り締まりが効果的に行われるよう、税関の体制を拡充・強化することが必要である。

## ( 2 ) A D R ( 裁判外紛争処理 ) の機能強化

国内外において知的財産をめぐる紛争が増加することが予想される中で、裁判所による紛争処理に加えて、A D R ( 裁判外紛争処理 ) の役割が期待されるところである。このため、商工会議所においてもA D Rの利点等を含めて制度の周知徹底に努めるとともに、関係機関の協力の下で、中小企業がA D Rを積極的に活用できるように使い勝手等の面で工夫を講じていくことも必要である。また、知的財産の分野が多岐にわたることや、高い専門性が求められること等を踏まえ、知財に詳しい仲裁人や調停人の育成、能力向上を図ることが不可欠である。

## ( 3 ) 金型図面等の意図せざる流出防止

金型図面や金型加工データの意図せざる流出の防止については、すでに経済産業省から指針が示されているが、わが国中小製造業の存立に係る重要な問題である。このため、運用の実態等を注視した上で実効性の確保に向けて適切な対応を図るとともに、下請代金支払遅延等防止法上の監視・指導が強く求められる。また、金型図面等のみならず立場の弱い中小企業が保有するノウハウや技術などの流出防止のために、独占禁止法や不正競争防止法上の監視・指導が必要である。

## ( 4 ) 特許審査迅速化法 ( 仮称 ) の早急な立法化

特許審査の迅速化に向けて早急に法制化を図るとともに、審査能力の向上等のための態勢整備など、法制度の実効性を確保することが不可欠である。

## 4 . 独占禁止法における独占・寡占規制の見直し問題

独占禁止法研究会報告書において、「不可欠施設等」を定義し、新たな規制概念を導入する方向性が示されていることは、企業のパイオニア的な研究開発意欲を削ぐものである。また、知的財産の継続的な創出と適正な保護をめざす政府戦略にも逆行しかねず、容認できない。

以 上